

感震ブレーカー設置事業費補助金 Q&A

◇補助対象にかかる事項

Q 設置工事完了後に補助申請を希望した場合は。

A 令和3年4月1日以降に設置工事完了するものは補助対象とします。

※令和3年3月31日以前の設置工事完了は、補助対象外とします。

令和2年度	3/31	4/1	令和3年度
工事完了した場合、「×」	←	→	工事完了した場合「○」

Q 店舗兼住宅（又は事務所等）の場合、申請できるのか。

A 自宅と店舗の分電盤が別々に設置された場合、自宅分について補助対象となります。

自宅と店舗の分電盤が一体の場合も、自宅分として補助対象とします。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤がある場合、2つとも申請できるか。

A 各世帯がそれぞれの分電盤について、世帯ごとで申請できます。

Q 母屋と付属建物にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できるか。

A 1世帯につき、申請は1回限りです。

Q 建物の構造で、補助対象外となることはないのか。

A 本市では木造、非木造に関わらず補助対象としています。

Q 磐田市内に住宅を所有していれば、磐田市外の住民であってもいいか。

A その住宅が賃貸目的か否かにより判断します。詳細は担当課にお問い合わせください。

Q アパートの持ち主（オーナー）が申請できないのはなぜか。

A 新築・既存アパートに限らず、賃貸アパートや分譲マンションなどには通常であれば分電盤設置をした上で、賃貸や売買されます。感震ブレーカーを補助金によって新設又は増設した場合、その部屋の資産価値を増やすことになるため、市補助金交付規則の趣旨に反するためです。

Q 賃貸住宅の場合、1世帯ごとではなく、持ち主（オーナー）がまとめて申請できないのか。

A 1世帯につき1回の申請ができる制度だからです。お手数ですが、居住者（1世帯ごと）が申請をお願いします。なお、申請の際、居住者は持ち主（オーナー）の承諾が必要となります。（申請書への記名押印が必要です。）

Q アパート居住者が設置後、転居しなければならない場合はどうすべきか。

A アパートの持ち主の了解のもと、自らの責任で機器を取り外して転居してください。（なお、転居後の設置負担は、補助金はなく居住者の負担となります）

◇補助対象機器にかかる事項

Q 感震ブレーカーは、どの程度の揺れで作動するのか。

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 補助対象となる感震ブレーカーにどのような種類があるのか知りたい。

A 補助対象となる機器は、感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規格で定める構造及び機能を有する感震ブレーカーとなります。詳しくは、一般社団法人日本配線システム工業会のホームページで見ることができます。

Q 補助対象となる感震ブレーカーの種類は。

A 以下の3つの場合のみです。

- ①既存分電盤に感震リレーを設置する場合（増設型）
 - ②既存分電盤内の空きスペースに感震リレーを設置する場合（内蔵型）
 - ③新築の家屋へ新たに感震ブレーカー基本型を設置する場合（基本型）
- の3種類です。

○補助対象となる感震ブレーカーのイメージ



補助対象となる感震ブレーカーの種類については、一般社団法人日本配線システム工業会のホームページで確認することができます。（感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン対応製品をクリック）

※ホームページ <http://www.jewa-hp.jp/>

なお、その他にもコンセントタイプや電気工事が不要である簡易な製品もありますが、補助金の対象ではありません。

Q 感震ブレーカーの3種類のうち、どれをつけてよいかわからない。

A 感震ブレーカーをつけることができるかどうかも含めて、電気工事店にご相談ください。なお、電気工事店が不明な場合は、掛川電気工業協同組合（Tel0537-22-5815）へお問い合わせください。

Q 感震ブレーカーは建物全ての電気を遮断するのか。

A そのとおりです。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電が必要な設備に影響が出る場合があります。特に、医療機器をご利用になられている方は、申請前にかかりつけ医等へ確認してください。

Q 補助対象が分電盤タイプだけなのはなぜか。

A 感震ブレーカー機能は生命に関わるものであることから、安全性の面が重要です。国では、第三者機関が性能評価した感震ブレーカーであり、かつ出火予防性能や感震遮断性能、夜間発生時の避難安全性といった基本性能が確保されていることを求めています。そのため、本市では、これらをすべて満たしている分電盤タイプを補助対象としています。

Q 分電盤設置にあたって、どのくらいの金額がかかるのか。

A 設置工事費込みの金額の目安は、以下のとおりです。詳細な金額を知りたい場合、電気工事店へお問い合わせください。なお、電気工事店が不明な場合、掛川電気工業協同組合（Tel0537-22-5815）へお問い合わせください。

○増設型 おおむね4～5万円（機器費用＋取付工事費）

○内蔵型 おおむね2～3万円（機器費用＋取付工事費）

○基本型 おおむね5～8万円（機器費用 ※感震リレー付分電盤と感震リレーなし分電盤の製品価格の差額 補助金は概ね1万2千円）

Q 事業費の対象となる経費は。

A ①と②は機器費用＋取付工事費用

③は感震リレー付分電盤と感震リレーなし分電盤（通常分電盤）の製品価格の差額とします。※③の工事費用は対象外。

Q 事業費の対象となる経費は、どうやって計算するのか。

A 新築（基本型）と、増設型・内蔵型では計算方法が異なりますので、注意願います。

①増設型・内蔵型

・機器費用＋取付工事費の合計額

→電気工事店から見積もりをとってください。

②新築（基本型）

・感震リレー付分電盤と感震リレーなし分電盤の製品価格の差額

→設置される前に、地域づくり応援課へご相談ください。

Q 機器の耐用年数はどれくらいか。

A 感震ブレーカーの耐用年数について、一般的なブレーカーと同様、使用されている電気部品の推奨交換時期は10～15年とされています。

◇ 補助申請について

Q 申請書の書き方は。

A 記入例をご確認ください。

Q 申請者は、同居の家族でもよいか。

A 同居の家族でも構いませんが、その場合補助の条件にある「1世帯1回の申請回数」を確認するため、申請書の余白に世帯主氏名をご記入いただきます。また、補助金の振込先となる方（口座名義人）と申請者が同じになるようにお願いします。

Q 申請は、いつ行えばよいか。

A 感震ブレーカーを設置する前に、地域づくり応援課（市役所本庁舎2階）又は各支所市民生活課へ申請願います。

Q 申請書は、どこにあるか。

A 地域づくり応援課、各支所市民生活課及び市内電気工事店等にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請書の受付場所、受付時間は。

A 地域づくり応援課（市役所本庁舎2階）、又は支所市民生活課で受け付けます。

○受付場所

- ・地域づくり応援課 TEL0538-37-4751
- ・福田支所市民生活課 TEL0538-58-2370
- ・竜洋支所市民生活課 TEL0538-66-9100
- ・豊田支所市民生活課 TEL0538-36-3150
- ・豊岡支所市民生活課 TEL0539-63-0020

○受付時間

- ・午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始は除く）

Q 申請書は、郵送で受け付けてくれるのか。

A 書類確認が必要なため、直接持参でお願いします。

Q 申請の締め切りは。

A 予算が限られているため、先着順での受付となりますのでご了承ください。なお、申請締め切りのお知らせは、市ホームページ等でお知らせします。

Q 申請書に必要な書類は。

A 新築（基本型）と、増設型・内蔵型の場合で添付する書類が異なりますので、注意願います。

①増設型・内蔵型

- ・現況写真（取り付ける場所の写真）

- ・見積書の写し（電気工事店から取り寄せてください）

②新築（基本型）

- ・電気経路図（感震ブレーカーを取り付ける場所がわかる図面）
- ・見積書の写し（もしくは、感震リレー付分電盤のカタログ）

Q 電気工事店には何を確認すればよいのか。

A 主には次の6点を確認してください。

- ①自宅に感震ブレーカーが設置できるかどうか。
- ②どのブレーカー（増設型・内蔵型・基本型のいずれか）が妥当か。
- ③機器の製品番号は。
- ④どの場所へつけるのか。
- ⑤費用はどのくらいか。（見積もりをもらう）
- ⑥いつごろ設置するか。

①～⑥を確認すれば、申請書を提出することができます。

なお、申請書の書き方のうち、製品に関わることは電気工事店へお尋ねください。

Q 補助金の計算方法は。

A 以下のように計算します。

①増設型・内蔵型の場合

（例1）

- ・機器費用＋取付工事費が30,000円とします。
- ・補助率が2/3のため $30,000 \text{円} \times 2/3 = 20,000 \text{円}$
- ・「補助金額は20,000円」となります。

（例2）

- ・機器費用＋取付工事費が28,000円とします。
- ・補助率が2/3のため $28,000 \text{円} \times 2/3 \approx 18,666.6666 \dots \text{円}$
- ・千円未満は切り捨てるため、「補助金額は18,000円」となります。

（例3）

- ・機器費用＋取付工事費が78,000円とします。
- ・補助率が2/3のため $78,000 \text{円} \times 2/3 = 52,000 \text{円}$
- ・補助金の限度額は50,000円のため、「補助金額は50,000円」となります。

②新築（基本型）の場合

（例4）

- ・機器の製品番号からメーカーから見積金額をもらいます。（例80,000円）
- ・合わせてメーカーから感震リレーなしの分電盤の見積金額をもらいます。（例50,000円）
- ・その差額が事業費となります。（ $80,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = 30,000 \text{円}$ ）
- ・補助率が2/3のため $30,000 \text{円} \times 2/3 = 20,000 \text{円}$
- ・「補助金額は20,000円」となります。

Q 設置工事費とは。

A 感震ブレーカーを設置するために必要な結線、機器取付費用です。既存の分電盤や配

線の撤去費用、既存の分電盤の回路の増設費用、新築時の電力会社への申請費用などは補助対象外となります。なお、ご不明な点は、地域づくり応援課へお問い合わせください。

Q 交付決定書はどのくらいで郵送されてくるのか。

A おおむね1週間程度で郵送するようにします。なお、ゴールデンウィークや年末年始などの期間前に申請いただいた場合、若干時間がかかりますので、ご了承ください。

Q 新築の場合も、同じように申請できるか。

A 分電盤の設置工事前に申請してください。なお、新築での設置を希望される場合、事業費算出について事前に説明をします。感震ブレーカー設置を検討されている段階で地域づくり応援課へご連絡願います。

Q 申請書を出せば、設置工事を始めてよいか。

A 市は申請書の内容を審査しますので、審査後市から郵送される交付決定書が届き次第、電気工事店に設置工事を行うよう、お願いします。

Q 設置工事の経費は、申請者が先に全額支払うのか。

A ご質問のとおり、工事が完了してから実績報告書等必要書類を提出していただき、市がその書類を審査した上で、指定口座に補助金を振り込みます。

◇ 申請後の工事変更について

Q 途中で工事を止めたいがどうすればよいか。

A 次の順番に手続きしてください。

- ② 依頼した電気工事店に連絡、キャンセルできるか相談してください。
- ② (工事を止める場合)「磐田市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請取下書」(様式第3号)を、地域づくり応援課へ提出してください。

Q 工事内容を変更したいが。

A 次の順番に手続きしてください。

- ①依頼した電気工事店に、変更後の見積書をもってください。
- ②「磐田市感震ブレーカー設置事業費補助金変更承認申請書」(様式第4号)と変更後の見積書をもってください。
- ③地域づくり応援課から「磐田市感震ブレーカー設置事業費補助金交付額変更決定通知書」(様式第5号)を郵送します。その通知が届いてから、工事を開始してください。

◇ 感震ブレーカー設置後について

Q 完了報告書に必要な書類は何か。

A 新築（基本型、増設型・内蔵型の場合で貼付する書類は、同じです。

①増設型・内蔵型

・写真（取付後の写真）

※取付前と比較して分かるように撮影願います。

（取付場所がわかる写真と製品番号がわかる写真の2枚）

・領収書の写し（電気工事店から取り寄せてください）

・請求書（様式第8号）

②新築（基本型）

・写真（取付後の写真）

（取付場所がわかる写真と製品番号がわかる写真の2枚）

・請求書（様式第8号）

Q 工事完了後に提出する書類は郵送でもよいか。

A 「磐田市感震ブレーカー設置事業補助金完了報告書」（様式第6号）を郵送でも受付します。

郵送先：〒438-8650 磐田市国府台3番地1 磐田市地域づくり応援課宛て

Q 工事完了後に提出する書類の締め切りは、いつまででよいか。

A 令和4年3月20日（必着）で郵送願います。

Q 補助金はいつごろ振り込まれるのか。

A 完了報告書を提出していただき、書類の不備がないことを確認後、30日以内に指定口座へ振り込みます。

Q 申請者と振込先が違うが、よいか。

A 振込先に間違いのないよう、申請書の申請者氏名と照らし合わせるため、申請者氏名と振込先の口座名義人は同一でお願いします。

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、どれくらいの頻度か。

A 設置した製品の取扱説明書に従って点検してください。詳細は、依頼した電気工事店にお問い合わせください。

Q 感震ブレーカーが壊れた場合、再度補助金が出るのか。

A 1世帯につき1回限りの申請のため、修理費等について補助金はありません。